

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

東讃保健福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和3年3月29日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、処分庁に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

香川県が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、〇〇（以下「本件法人」という。）に許可した産業廃棄物処理業者としての営業許可に関して、令和3年3月27日をもって許可期間が終了し、更新の許可が完了していれば、その内容について、後述の「希望公開書類」の公開。更新は完了しておらず、事務手続き中であるならば、事務手続き中の書類についての後述の「希望公開書類」の公開。

■希望公開書類

新規・更新申請に関する書類一式のうち、下記の内容

- ・産業廃棄物処分業許可（更新）申請書（令和3年4月6日現在の書類）
- ・添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設に関する部分を除く。）
- 3 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
 - ・土地及び建物の登記簿謄本及び公図・土地及び建物所有者の名義が申請者以外の場合は賃貸借契約書等。（土地使用許諾書）

4 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

2 処分庁の決定

処分庁は、公開請求のあった行政文書として、別表の文書を特定し、それぞれの文書について、別表の中欄の「公開しない部分」が右欄の「公開しない理由」に該当するとして、令和3年4月12日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、別表の申請書添付書類3のうち土地権利に関する説明書（以下「本件行政文書」という。）を非公開としたことを不服として、令和3年4月19日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、香川県知事に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件行政文書の公開を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、本件請求に係る許可申請で使用される土地の共同地権者の1名であるため、本件行政文書には、審査請求人が共同して権利を有する土地（以下「本件土地」という。）についての説明が記載されているはずである。審査請求人の許諾なく、本件土地上で産業廃棄物処理業として使用する許可を与えられることは著しく審査請求人の利益を害するものであるし、その説明内容に虚偽があるにもかかわらず、許可がなされれば、廃棄物処理法第25条第2項に抵触する犯罪行為である疑いがある。その説明内容が確認できなければ、警察に告発することもままならないため、公開を求めるものである。

(2) 令和3年3月24日付けの産業廃棄物処分業許可申請書を提出した本件法人は、汚泥のコンクリート固化施設を、審査請求人から何の承諾を得ることもなく、本件土地上に移設し、令和元年6月19日に、産業廃棄物処分業許可で使用する中間処理施設の移設について、香川県に虚偽の届出を行った。その際、審査請求人の名義の使用承諾書を偽造・行使し、令和元年6月21日に香川県より不正の手段により書類書換えの許可を得た。

具体的には、廃棄物処理法第14条の2第3項で読み替えた第7条の2

第3項では、「環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない」とされている。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第10条の10第3項第5号では、当該変更届出に関しては、「規則第10条の4第2項第2号及び第3号に規定する書類及び図面」を添付すべしとあり、規則第10条の4第2項第3号には、「申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類」が必要とあるので、添付された偽造書類は、規則第10条の4第2項第3号の条件を満たすために使用されたものである。

借地上に設置される産業廃棄物処理施設は、その設置許可を受けるに当たり、地権者が承諾していること等を証する資料が必要とされている。産業廃棄物処理施設の周辺環境に対する影響が大きいことを鑑みてのことである。

本件法人は、これまでも、審査請求人が持分を有する土地に、審査請求人及び他の共同地権者2名（以下「審査請求人ら」という。）に無断で産業廃棄物処理施設を設置している。そのような経過の中で、本件法人は、あえて審査請求人の名義を冒用し、文書を偽造し、これを行使し、不正の手段により届出を行うものであって、産業廃棄物の適正処理を図る廃棄物処理法及びこれを受けた下位規範による規制を潜脱するものであって、その違法性は強い。

(3) この行為のうち、私文書偽造罪については、既に令和2年7月20日に香川県警高松南署に告発済みで、まもなく検察に送致される予定である。廃棄物処理法第30条第2号に関する犯罪行為については、高松南署生活安全課に相談し、まもなく告発する予定である。

このような犯罪行為を繰り返し行ってきた本件法人の説明文書に虚偽がないかを確認することは所有者である審査請求人の当然の権利である。

たとえ上記のような違法行為がなかったとしても、本件土地についての許可申請について、本件土地に関する部分の申請内容の公開を受けることは何ら企業秘密に当たらず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。廃棄物処理法では、産業廃棄物処分業で供する施設について、継続的に事業を継続できる権限を有することは重要な条件であり、そこに疑義があれば許可は認められないこととなっている。公共性の高い産業廃棄物処理業の透明性を守ろうとする廃棄物処理法の法益から見ても、公開することが公益に資することは明白である。

3 反論書の主張

反論書による主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が求める本件行政文書について、処分庁は、当該文書が条例第7条第2号本文に該当すると認められ、かつ、同号ただし書には該当しないと認められるため、公開しないと主張するが、誤りである。

本件行政文書は、内容が公開されていないため、正確には中身が分からないが、産業廃棄物処分業として利用しようとする土地の使用権原を有することを証する書類として添付している書類であるため、内容には当然土地の使用権原に関する記載があるはずである。今回の申請は既に許可を受けて操業している許可の更新申請であるため、産業廃棄物処分業として使用権原を有することは世間に既知の事実であり、それが公開されたことで特段の不利益があるとは考えられない。むしろ、産業廃棄物処分業として事業を営むのであれば、廃棄物処理法で定められた必須の要件であり、更新申請が受理され、目下も継続操業をしている現況に鑑みるに、公開されてしかるべきである。

もし、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるという点が正しいという判断であったとしても、条例第7条第2号ただし書には該当するので、公開は当然認められるべきである。

- (2) 本件土地上で、審査請求人らが認めていない産業廃棄物処分業としての土地使用は審査請求人らの財産を直接に棄損している。これまでも、その使用を認めたことはないし、産業廃棄物処分業の許可に当たって、処分庁はずさんな審査を行い、元来認められるべきでない土地使用承諾書を真正のものと認めて、これまで許可処分を行ってきた。これまで提出された全ての土地使用承諾書は、共同地権者のうち2名の名義の印影は同じ印章を用いており、偽造された文書であった。偽造されたかどうかは分からなかったとしても、同じ印章を用いて捺印されたであろう印影を、そのまま確認もせず免許を与えてきた。本来であれば、印影が酷似していることから、印章の使いまわしの可能性を疑い、書類の再作成か印鑑登録証明書の添付、最低でも電話での本人確認等の手立てを行うべきであったところを、善良なる管理者の注意義務を怠り、不正な許可処分を継続してきたものである。許可処分を行う際に、常に本人確認を行っていれば、未然に防げた不正であった。
- (3) 処分業許可に関する不正の事実がもしなかったとしても、本件土地上で産業廃棄物処分業が行われることは、本件土地の市場価値を損ねることは明らかであり、条例第7条第2号ただし書の事業活動によって生じ、

又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である。公開されなければ、許可処分がなされても不服申立てもできず、警察への告発もできない。対象となる文書に虚偽があるまま、許可処分が認められた場合、それは廃棄物処理法第25条第4号「不正の手段により第7条の2第1項、第14条の2第1項又は第14条の5第1項の変更の許可を受けた者」に該当し、5年以下の懲役若しくは1千万以下の罰金に処されるような重大な犯罪行為である。

よって、処分庁の弁明は、自らの懈怠を棚に上げ、市民の財産をないがしろにしようとするものであり、香川県知事には本件行政文書の公開を求める。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が公開を求めている本件行政文書については、その記載内容が、法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められ、かつ、同号ただし書に記載の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当しないと認められるため、公開しないこととしたものである。

なお、審査請求人は、本件法人が私文書偽造及び廃棄物処理法違反がないかどうかを確認することが土地所有者である審査請求人として当然の権利であることや、本件土地に関する部分の申請内容の公開を受けることは何ら企業秘密に当たらず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことを理由に、本件行政文書の公開を求めているが、そのような理由が認められる法的根拠は見いだせない。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的と

して制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、審査請求人は、本件処分のうち、本件行政文書を非公開としたことを不服としているものであり、その余の部分については争ってはいないと解されることから、その妥当性については審査の対象に含めないこととする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、本件法人が産業廃棄物処分業の更新許可申請を行う際に、規則第10条の4第2項第3号に規定する「申請者が事業の用に供する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類」として処分庁に提出した、土地の使用権原に関する説明及びその添付資料で構成される説明書である。

3 非公開情報該当性について

条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方にに基づき、本件行政文書の本号該当性について、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文該当性について

審査請求人は、現に操業している産業廃棄物処理施設が設置された本件土地については、本件法人が使用権原を有していることは世間に既知の事実であり、公開されることで特段の不利益があるとは考えられないとして公開を求めている。

確かに、香川県で作成・公表している産業廃棄物処分業者名簿を見れば、本件土地に本件法人が産業廃棄物処理施設を設置していることが分かり、本件法人が本件土地の使用権原を有していること自体は容易に推測できる。

しかし、当審査会が見分したところ、本件行政文書には、具体的な土地の賃貸借契約の内容等が記載されており、これらが一般に公になっている事情は認められない。また、その内容は法人の経理、経営上の内部管理に属する情報又は取引先に関する情報であることから、公にするこ

とにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号本文に該当すると判断する。

(2) 条例第7条第2号ただし書該当性について

審査請求人は、処分業許可に関する不正の事実がなかったとしても、本件土地上で産業廃棄物処分業が行われることが、本件土地の市場価値を損ねることは明らかであり、同号ただし書に該当する旨主張する。

しかし、本件行政文書は、土地の権利関係を説明した文書に過ぎず、本件土地の市場価値を左右するものであるとは考え難い。よって、本件行政文書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要である情報とは認められず、本号ただし書に該当しないと判断される。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件土地の権利者であるため申請内容の公開を受けることは何ら企業秘密に当たらず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないとの主張をしている。また、本件法人の説明文書に虚偽がないかを確認することは土地の権利者である審査請求人の当然の権利であるとも主張する。

しかし、条例による公開請求は、請求の目的のいかんを問わず、いずれの請求権者に対しても等しく認められるものであり、審査請求人が本件土地の権利者であるか否かは、条例の非公開情報の公開・非公開の判断に影響を与えるものではないので、審査請求人の当該主張は認められない。

また、本件行政文書の偽造の有無に関しては、条例の解釈、運用に関するものではないため、判断しない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)

別表

| 文書 | 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|--|---|---|
| 本件法人の産業廃棄物処分業許可に係る令和3年3月24日産業廃棄物処分業許可申請書（令和3年4月6日時点） | 申請書のうち役員の生年月日、本籍、住所 | 特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。（条例第7条第1号本文該当） |
| | 申請書のうち株主の情報 | 法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号本文該当） |
| | 別紙 事業の用に供する施設の一覧表のうち主な設置機械の概要 | 法人の技術上のノウハウに係る情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号本文該当） |
| | 別紙 産業廃棄物及び製品の保管方法のうち製品に関する部分、公開されていない情報 | 法人の技術上のノウハウに係る情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号本文該当） |
| 申請書添付書類1 事業計画の概要を記載した書類 | 事業計画書のうち処分施設の維持管理計画の一部、放流水又は排出ガスの検査計画、廃棄物又はそれを処理したものの検査計画、廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項、公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項、産業廃棄物管理票の使用及び管理方法、県外からの産業廃棄物の搬入の有無 | 法人の技術上のノウハウに係る情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号本文該当） |
| | 別紙 取り扱う産業廃棄物の種類、処分の方法、予定量、受託予定事業者のうち、予定量及び受託予定事業者 | 法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号本文該当） |
| | 別紙 施設の設置機械の概要及び技術管理者又は運転管理者のうち主な設置機械の概要、技術管理者又は運転管理者 | 法人の技術上のノウハウに係る情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号本文該当） 特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。（条例第7条第1号本文該当） |
| | 施設の維持管理計画書のうち技術管理者、運転管理者 | 特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。（条例第7条第1号本文該当） |
| | 施設の維持管理計画書のうち施設の維持管理 | 法人の技術上のノウハウに係る情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争 |

| | | | |
|----------|--|--|---|
| | | 生活環境保全措置 | 上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号本文該当） |
| 申請書添付書類2 | 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図 | 配置図、保管詳細図、保管量計算表、求積図、構造図、平面図、横断図、作業工程説明図、取扱説明書、外観図、能力計算書、施工図、処理工程図、処理量計算書、仕様書、フロー図、側面図 カタログのうち設置施設の型番が判別される部分 | 法人の技術上のノウハウに係る情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号本文該当） |
| 申請書添付書類3 | 申請者が事業の用に供する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類 | 使用承諾書のうち法人の印影、当該施設以外の土地の状況、利用面積 土地権原に関する説明書 誓約書 | 法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号本文該当） |
| 申請書添付書類4 | 当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 | 処理フロー図 | 法人の技術上のノウハウに係る情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第2号本文該当） |